

市有財産賃貸借契約書

賃貸人足利市（以下「甲」という。）と賃借人（以下「乙」という。）は、自動販売機（以下「自販機」という。）等の設置について次の条項により市有財産の賃貸借契約を締結する。

（賃貸借物件）

第1条 甲は、別紙貸付物件一覧（以下「物件一覧」という。）に記載のとおり、物件（以下「賃貸借物件」という。）を乙に貸し付け、乙はこれを賃借するものとする。

（指定用途等）

第2条 乙は、賃貸借物件を直接、自販機等設置（以下「指定用途」という。）のために供しなければならない。

2 乙は、自販機等を設置するに当たっては、別紙記載の「自動販売機の規格及び条件並びに遵守事項」を遵守しなければならない。

（賃貸借期間）

第3条 第1条の規定により甲が乙に賃貸借物件の使用をさせる期間（以下「賃貸借期間」という。）は、令和2（2020）年4月1日から令和7（2025）年3月31日までとする。

2 本契約は、前項に定める賃貸借期間が満了したときに終了するものとし、契約の更新は行わないものとする。

（契約保証金）

第4条 契約保証金は、免除する。

（貸付料）

第5条 貸付料は、当該自販機等の毎月の総売上金額（消費税抜）に物件一覧に記載の提案貸付料率を乗じたものに別途消費税相当額を加算した額とする。

2 前項の貸付料で、中途での解約解除等により設置期間が1月未満の場合においては、設置日までの売上金額を基に算出する。

3 前2項の貸付料に1円未満の端数があるときは切捨てとする。

4 本契約締結後、消費税法（昭和63年法律第108号）の改正等によって消費税額に変動が生じたときは、法改正後の税率が適用される日以降に係る期間に相当す

る貸付料は、法改正後の税率に基づき計算した金額とする。

(貸付料の支払い)

第6条 貸付料の支払いは、四半期（4～6月、7～9月、10～12月及び翌年1～3月）ごとに年4回の後払いとし、乙は甲が発行する納入通知書をもって指定する期限までに全額納入するものとする。

(電気料及びその支払い)

第7条 乙は、本契約に基づき設置した自販機等の電気料金を負担するものとする。

2 乙は、電気の使用量を計るための個別メーター（計量法（平成4年法律第51号）に基づく検査に合格したものに限る。）を乙の負担において設置するものとする。

3 第1項に規定する電気料は、前項により乙が設置した個別メーターが示す電力使用量に、各施設が契約する電力会社の電気使用量単価を乗じて得た額とする。ただし、電気料に1円未満の端数があるときは切捨てとする。

4 甲は、前項により算出した電気料について、四半期ごとに納入通知書を作成し、乙に送付するものとする。

5 乙は、前項の納入通知書に定める日までに、甲に電気料を支払わなければならない。

(延滞金)

第8条 乙は、第6条及び前条に基づき、甲が定める納入期限までに貸付料及び電気料（以下「貸付料等」という。）を納入しなかったときは、甲に対し延滞金を支払わなければならない。

2 前項の規定による延滞金は、遅延日数に応じ、納付すべき貸付料等相当額に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に定める率の割合で計算した額の延滞金を徴収する。

3 前項の延滞金に100円未満の端数があるとき、又は延滞金の総額が100円未満であるときは、その端数金額又はその延滞金は徴収しないものとする。

4 乙が貸付料等及び延滞金を納入すべき場合において、乙が納入した金額が貸付料等及び延滞金の合計額に満たないときは、延滞金から充当する。

(売上報告)

第9条 乙は、毎月1日から月末までの自販機等の売上実績（売上個数、金額、売上カウンター値）をまとめ、自販機等から出力された売上が証明できる帳票を添付し、

書面にて翌月10日までに甲へ報告するものとする。また、貸付料確認のため、四半期ごとの売上実績を書面にてその翌月（7月、10月、翌年1月及び4月）10日までに甲へ報告するものとする。

- 2 甲は、乙が提出した売上報告に疑義のあるときは、自ら調査し、乙に対し詳細な報告を求め又は是正のために必要な措置を講ずることができるものとする。この場合において、乙は、その調査を拒み、妨げ、又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

（費用負担）

第10条 自販機等の設置、維持管理、交換、移動、撤去及び安全対策並びに保健所等への届け出に要する費用は、全て乙の負担とする。

（商品等の盗難又は毀損）

第11条 甲は、設置された自販機等並びに当該自販機等で販売する商品及び当該自販機等内の金銭の盗難又は毀損について、甲の責に帰することが明らかな場合を除き、その責を負わない。

（契約の解除）

第12条 甲は、乙が本契約に定める義務に違反した場合には、本契約を解除することができる。

- 2 前項にかかわらず、甲において、公用、公共用又は公益事業の用に供するため賃貸借物件を必要とするときは、乙に通知の上、本契約を解除することができる。
- 3 甲は、乙に次の各号のいずれかに該当する行為又は事実があった場合、乙に対し催告その他何らの手続を要することなく、直ちに本契約を解除することができる。
- (1) この契約に先立ち乙から提出された入札に関する各種提出書類（入札参加申込書、誓約書等）に虚偽の記載がされたとき。
 - (2) 売上報告書の売上金額等に虚偽の記載または数字の改ざんがされたとき。
 - (3) 貸付料等その他債務の支払いを納入期限から2か月以上怠ったとき。
 - (4) 手形及び小切手が不渡りとなったとき、又は銀行取引停止処分を受けたとき。
 - (5) 差押、仮差押、仮処分、競売、保全処分、滞納処分等の強制執行の申立てを受けたとき。
 - (6) 破産、特別清算、民事再生、会社更生等の申立てを受け、若しくは申立てをしたとき。
 - (7) 甲の書面による承諾なく、乙が2か月以上賃貸借物件を使用しないとき。

- (8) 甲の信用を著しく失墜させる行為を行ったとき。
 - (9) 乙の信用が著しく失墜したと甲が認めるとき。
 - (10) 主務官庁から営業禁止又は営業停止処分を受け、自ら廃止、解散等の決議をし、又は事実上営業を停止したとき。
 - (11) 資産、信用、組織、営業目的その他事業に重大な変動を生じ、又は合併を行うこと等により、甲がこの契約を継続しがたい事態になったと認めたとき。
 - (12) 賃貸借物件及び賃貸借物件が所在する庁舎等の行政財産としての用途又は目的を乙が妨げると認めたとき。
 - (13) 乙の役員等（役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者をいう。）が、暴力団又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
 - (14) 乙の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
 - (15) 乙の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
 - (16) 乙の役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
 - (17) 乙の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
 - (18) その他この契約に違反する行為があったとき。
- 4 前項または自己都合により本契約を解除した場合は、乙は当該年度及び翌年度において、甲における自販機の入札に参加することができない。

（契約の失効）

第13条 天変地異により、賃貸借物件が使用できなくなり、又はこの契約を継続することができない事態になったときは、この契約は直ちに失効する。

2 前項によりこの契約が失効した場合、甲乙相互の損害賠償の請求はしない。

（賃貸借物件の引渡し）

第14条 甲は、第3条に定める賃貸借期間の初日に賃貸借物件をその所在する場所において、乙に引き渡すものとする。

(賃貸借物件の返還)

第15条 賃貸借期間が終了したときは、乙は、直ちに賃貸借物件をその所在する場所において甲に返還しなければならない。

(原状回復義務)

第16条 賃貸借期間が満了し、又はその他の理由によりこの契約が満了する場合には、乙は自己の費用をもって賃貸借物件の上に存する工作物その他を撤去し、賃貸借物件を原状回復しなければならない。ただし、甲が認めたときは、この限りでない。

(瑕疵担保等)

第17条 乙はこの契約締結後、賃貸借物件に数量の不足又は隠れた瑕疵のあることを発見しても、甲に対し、貸付料等の減免若しくは損害賠償の請求をすることができない。

2 乙は、賃貸借物件が、その責に帰することができない理由により滅失又は毀損した場合は、当該滅失又は毀損した部分につき、甲の認める金額の貸付料等の減免を請求することができる。

(維持管理義務)

第18条 乙は、賃貸借物件並びに自販機等及び販売商品について、常に善良な管理者としての注意を維持管理しなければならない。

2 乙は、当該自販機等に係る第三者からの苦情、要望等に対し、甲の責に帰すべき事由によるものを除き、乙の責任において速やかに対応するものとする。

(損害賠償)

第19条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

(第三者への損害の賠償義務)

第20条 乙は、賃貸借物件を指定用途使用したことにより第三者に損害を与えたときは、甲の責に帰すべき事由によるものを除き、その賠償の責を負うものとする。

2 甲が、乙に代わって前項の賠償の責を果たした場合には、甲は、乙に対し当該賠償費用について求償することができるものとする。

(報告義務)

第21条 乙は、次の各号のいずれかに該当する行為又は事実があった場合は、直ちにその状況を甲に報告しなければならない。

- (1) 賃貸借物件の全部又は一部が滅失又はき損した場合
- (2) 自販機等を第三者から借り受けて設置する場合
- (3) 設置する自販機等の機種を変える場合
- (4) その他この契約の履行に際し事故等が生じた場合

(権利譲渡等の禁止)

第22条 乙は、賃貸借物件を第三者に転貸し、又はこの契約によって生じる権利等を譲渡し、若しくはその権利等を担保にすることができない。

(一括委任等の制限)

第23条 乙は、この契約の履行について、その全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめその内容を明らかにして甲の承認を得たときは、この限りでない。

(有益費等の請求権の放棄)

第24条 第15条の規定により賃貸借物件を返還する場合において、乙が賃貸借物件に投じた改良費等の有益費、修繕費その他の費用があっても、乙はこれを甲に請求することができない。

2 甲の承認の有無にかかわらず、乙が賃貸借物件に対し施した造作については、乙は甲に対しその買取りを請求することができない。

(非常時における飲料供給)

第25条 第1条の物件一覧において、災害対応に有りと記載のある自販機にあっては、自然災害などで災害対策本部が設置され、かつ当該施設が避難所等に指定された場合は、乙は甲の要請により災害避難者等へ救援物資として在庫内の飲料商品を供給するものとし、供給した商品は、乙が無償で提供するものとする。

(契約の費用)

第26条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(秘密の保持)

第27条 乙は、この契約に関して知り得た甲の業務上の秘密を外部に漏らしてはならない。この契約が終了した後も、同様とする。

(信義則)

第28条 甲乙両者は信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。
2 乙の自己都合により契約解除を行った場合は、契約解除後は当該年度及び翌年度において、甲が実施する自販機の入札に参加することができない。

(疑義等の決定)

第29条 この契約の各条項の解釈について疑義が生じたとき又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、甲、乙、記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

足利市本城三丁目2145番地

甲 足利市
足利市長 和 泉 聡

乙